

総 括 調 査 票

事案名	(21)母子家庭等対策総合支援事業のうち 母子自立支援プログラム策定等事業	調査対象 予算額	平成 26 年度：9,095 百万円の内数 平成 25 年度：9,734 百万円の内数	平成 24 年度：3,647 百万円の内数 平成 23 年度：3,538 百万円の内数
所管	厚生労働省	組織	厚生労働本省	会計
				一般会計
				調査区分
				取りまとめ財務局
				財務局調査
				北陸財務局

①調査事案の概要

②調査の視点

【事業概要】 母子家庭等対策総合支援事業のうち母子自立支援プログラム策定等事業として、次の2つの事業を実施。

1. 母子自立支援プログラム策定事業

母子自立支援プログラム策定員が、児童扶養手当受給者又は同様の所得水準にある母子家庭の母等に対し、個別に面接・相談を実施し、生活状況や就業等について状況把握を行い、個々の支援対象者の実情に応じた自立支援プログラムを策定する事業。

2. 就職準備支援コース事業

1.の対象者のうちで直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母等について、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を行う事業で、地域参加支援コース、社会生活支援コース、就業支援コース（職業体験の場の提供）を実施。

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市・福祉事務所設置町村（社会福祉法人等への委託可）

【補助率】 国 10/10

【補助基準額】 母子自立支援プログラム策定：1件あたり2万円（面接2回以上のもの）
就職準備支援コース：1ヶ月あたり3万円（1人につき3ヶ月を上限）

- 事業の実施状況について
- 事業の委託状況について

【調査対象先】

210 先

- ・ 都道府県（44 先）
 - ・ 指定都市（19 先）
 - ・ 中核市（39 先）
 - ・ 市及び福祉事務所設置町村のうち世帯数規模上位 2 割の団体（108 先）
- ※東日本大震災被災地 3 県（岩手、宮城、福島）を除く

【調査方法】

・ 主に 24 年度実績について書面調査及び実地調査を実施。

母子家庭等対策総合支援事業

母子家庭等の子育て・生活支援、就業支援等の一層の推進を図るため、各自治体の主体的かつ弾力的な事業運営を可能とする統合補助金により7事業を実施。

母子家庭等就業・自立支援事業（以下「センター事業」という。）
（i 母子家庭等就業・自立支援センター事業、ii 一般市等就業・自立支援事業）

センターにおいて、就業サービス等、母子家庭の母等への支援を総合的に行う以下の8事業（iiは面会交流支援事業を除く）を実施。

【実施主体】 i 都道府県・指定都市・中核市、ii 市・福祉事務所設置町村（i ii ともに社会福祉法人等への委託可）

【補助率】 国 1/2

母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭生活支援事業

母子家庭等自立支援給付金事業

ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業

家庭支援推進保育事業

- 就業支援講習会等事業
- 就業情報提供事業
- 在宅就業推進事業
- 母子家庭等地域生活支援事業
- 面会交流支援事業
- 管内自治体・福祉事務所支援事業
- 広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

就業支援事業

補助基準額：1センターあたり（週7日実施の場合）8.6百万円

就業相談

職業能力の適性等に応じ適切な助言や求人等の情報提供を行う。

就業促進活動

母子自立支援プログラム策定等事業

母子自立支援プログラム策定事業



就職準備支援コース事業

連携

公共職業安定所（ハローワーク）等

総括調査票

事業名 (21) 母子家庭等対策総合支援事業のうち母子自立支援プログラム策定等事業

③調査結果及びその分析

④今後の改善点・検討の方向性

1. 母子自立支援プログラム策定事業

(1) 実施率が低い

調査対象先の 210 団体のうち事業の実施を行っている団体は 128 団体。補助要件を満たしたプログラム策定件数が 10 件を超えている団体は 68 団体（0 件の団体が 19 団体）。【表 1】

【表 1】プログラム策定件数別団体数 ※補助要件（面接 2 回以上）

	実施	10件以下					未実施	合計
		0件	11~50件以下	51~100件未満	100件以上			
団体数	128	60	19	40	18	10	210	
割合	61.0%	28.6%	9.0%	19.0%	8.6%	4.8%	39.0%	

(2) センター事業における就業相談と差別化が図られていない

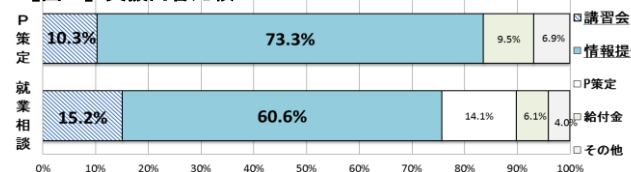
・ 他方、センター事業については、都道府県、指定都市、中核市（計 102 団体）のうち 96 団体が実施（都道府県ではすべて実施しており、未実施市はあってもエリア的には実質的には全団体に実施）。

・ このような状況の下、母子自立支援プログラム策定事業を委託実施した 40 団体のうち 37 団体（92.5%）が、センター事業の委託先と同一の委託先であった。なお、この 37 団体のうち 32 団体が特命随意契約（特定の者を指定した契約）であった。

・ プログラム策定における具体的な支援内容をみると、「求人情報の提供」、「講習会等受講機会の提供」が多数を占めたが、これはセンター事業の就業相談における支援内容と同様なもの。【図 1】

（注）実際、センター事業における就業相談を実施した 99 団体のうち約半数（49 団体）は、プログラム様式と類似又は同一の様式を使用して相談業務を実施している。

【図 1】支援内容比較



・ プログラム策定後に利用された支援事業（4,954 件）のうち、「センター事業」が 1,722 件であり、【図 2】プログラム策定後に利用された支援事業（複数回答）プログラム策定後に、就業相談が含まれるセンター事業により就業支援が行われていた。【図 2】

・ 未実施団体（82 団体）の未実施理由については、ハローワーク等の類似事業との重複が 41 団体、センター事業等の類似事業との重複が 11 団体。【表 2】



【表 2】未実施理由別団体数

未実施理由	団体数	割合
① 母子家庭等向けの他の支援事業に比べ、コース事業のニーズや対象者が少ないため	5	12.2%
② 母子家庭等就業・自立支援センター事業や地方単独事業で類似事業を実施しているため	11	13.4%
③ 他の地方公共団体で実施されているため	15	18.3%
④ ハローワークやマザーズハローワーク等、国の機関等で類似支援を行っているため	41	50.0%
⑤ その他	5	6.1%
合計	82	100.0%

(3) 委託実施したプログラム策定の履行確認が適切に行われていない。

母子自立支援プログラム策定事業は、支援対象者への面接 2 回以上、プログラムの策定、支援対象者からの申込の 3 点を国庫補助対象要件としているが、委託実施した 40 団体のうち半数以上の 26 団体（65.0%）は、委託先からの件数のみの報告をもって履行確認を行っていた。

2. 就職準備支援コース事業

実施率が極めて低い

調査対象先の 210 団体のうち就職準備支援コース事業実施団体はわずか 4 団体（1.9%）のみ。また、就職準備支援コース事業のうち就業支援コースの参加実人数は全体で 25 人（平均参加実人数 5 人）と極めて少数であった。

母子自立支援プログラム策定事業については、事業の実施率が低く、センター事業との差別化が図られていないこと等から、事業廃止を含め、その必要性について検討すべき。

また、就職準備支援コース事業については、事業の実施率が極めて低いことから、事業廃止を含め、その必要性について検討すべき。